

日本社会心理学会学会賞規程

第1条（目的）

本会は、会員の優れた研究業績を顕彰するために、学会賞制度を設ける。

第2条（学会賞の種類）

本会は、学会賞として次の賞を設け、毎年授与する。

それぞれの賞には、目的を異にする複数の賞を設けることができ、複数の論文及び著作に授与することができる。

1. 論文賞

本会の機関誌「社会心理学研究」に掲載された論文を対象として、次の2賞を設ける。

(1) 優秀論文賞：総合的にみて優れた研究業績と認められるものに与えられるものとする。

(2) 奨励論文賞：研究の着想、理論化の試み、データ収集の方法やデータ解析の手法等において、独創的な業績と認められるものに与えられるものとする。

2. 出版賞

出版賞には、多様な評価を可能にするため「特別賞」を設定し、会員のみならず非会員の優れた業績に対してこれを授与することができる。

審査対象となる出版物は会員を主要編著者とする著作であり、選考の前年度に出版され、選考委員会が候補になりうると判断したものとする。

第3条（選考委員会）

学会賞の選考のため、本会内に選考委員会をおく。

第4条（選考委員会の構成）

選考委員会は、次の選考委員によって構成される。

ただし、学会賞の候補となった論文の著者あるいは著作の編著者は、選考委員になることができない。

1. 編集担当常任理事1名

選考委員会の委員長を務める。ただし、編集担当常任理事が学会賞候補論文の執筆者である場合には、他の常任理事が務める。

委員長の職務については、細則に別に定める。

2. 常任理事以外の理事6名

3. 理事以外の会員4名

原則として、過去の学会賞受賞者、及び編集委員とする。

第5条（選考委員の委嘱）

選考委員の委嘱は、常任理事会の議を経て会長が行う。

第6条（小委員会）

論文賞、出版賞ごとに、選考委員会内部に小委員会をおくことができる。

第7条（選考方法）

選考委員会においては、常任理事が委員長を務める。その職務については、細則に別に定める。

第8条（賞状及び副賞）

授賞論文、著作各1件につき、賞状及び副賞として賞金を授与する。

附則

- 一. この規程の変更は、常任理事会の決議を経て、理事会が承認することによって行われる。
- 二. この規程は、2012年10月10日から施行される。
- 三. 2018年一括改訂に伴い、2003年8月13日、2004年7月17日、2009年8月18日の改訂を削除。
- 四. この規程は2018年8月27日から施行される。

細則

- 一. 第一次選考は、会長、理事、編集委員全員に依頼する。
- 二. 選考委員長は、選考要領の作成、議事進行、結果のとりまとめ等を主たる業務とし、原則として選考自体には加わらない。
- 三. 選考委員長は、出版賞に関する小委員会を構成するため、5名程度の選考委員を指名することができる。これらの選考委員は、候補となる著書を絞り込む役割を担うものとする。
- 四. 選考委員の関係者が学会賞の候補になっている場合は、その旨を申し出て、議論に加わる。選考委員会では、議論の後、委員各自が無記名で各論文や著作の評定（10点法）を行う。ただし、関係者の論文や著作の場合は評定をしない。各論文や著作の平均値を算出してから、授賞論文数について話し合う。
- 五. 学会賞の副賞として、対象論文及び著作1件につき、10万円を授与する。
- 六. 学会賞は、大会時に発表し、授与式を行う。
- 七. 学会賞に関する事務担当は、編集担当常任理事と編集幹事で行う。

細則附則

- 一. この細則の変更は、常任理事会が承認することによって行われる。
- 二. この細則は 2003 年 8 月 13 日から施行される。
- 三. 2018 年一括改訂に伴い、2004 年 6 月 20 日、2012 年 10 月 10 日の改訂を削除。
- 四. この細則は、2018 年 8 月 27 日から施行される。